

告 示

埼玉県告示第三百三十六号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業が口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関として次の金融機関を定め、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（全国銀行内国為替制度に加盟していない銀行を除く。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 信用協同組合（全国銀行内国為替制度に加盟していない信用協同組合を除く。）
- 六 農業協同組合（全国銀行内国為替制度に加盟していない農業協同組合を除く。）
- 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第四項の規定により内国為替取引を行う漁業協同組合連合会
- 八 農林中央金庫
- 九 株式会社商工組合中央金庫